

## 様式第4号（第4条関係）

## 廃止（休止）届出書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

印

指定居宅サービス（指定居宅介護支援、指定介護予防サービス）の事業（介護老人保健施設）を廃止（休止）するので、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（第82条第2項、第99条第2項、第115条の5第2項）の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号									
廃止（休止）する事業所 (施設)	名称								
	所在地								
廃止、休止の別	廃止・休止								
廃止（休止）する事業の種類									
廃止（休止）する年月日	年 月 日								
廃止（休止）する理由									
現にサービス又は支援を受けて いる者に対する措置									
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日								

備考 1 廃止し、又は休止する日の1ヶ月前までに届け出してください。

2 「休止予定期間」欄は、事業又は施設を休止する場合に記載してください。



介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者様

介護保険制度下での居宅サービス等の対価について  
取扱いについて

在宅介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方方に変更ありませんが、新たにサービス類型の創設に伴い、「介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号）に基づく取扱いについて、平成18年4月サービス分より別添のとおりとしますので、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図ることとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願ひいたします。

（参考）  
・介護保険制度改革改正に伴う医療費控除の取扱い

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第21項に規定する居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第65条の4第1号ヘに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「居宅サービス計画」という。）又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（規則第83条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第85条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。）に基づき、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を利用すること。

(2) (1)の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に、次に掲げる居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかが位置付けられること。  
(居宅サービス)

- イ 法第8条第4項に規定する訪問看護  
ロ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション  
ハ 法第8条第6項に規定する居宅养老服务指導  
二 法第8条第8項に規定する通所介護  
ホ 法第8条第10項に規定する短期入所看護介護  
(介護予防サービス)  
ヘ 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護  
ト 法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション  
チ 法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅养老服务指導  
リ 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション  
ヌ 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所看護介護  
(注) イ及びヘについては、老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

2 対象となる居宅サービス等  
1の(2)に掲げる居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス等

厚生労働省老健局総務課  
企画法令係  
(電話番号)  
03（5253）1111（代）  
内線 3909  
03（3591）0954（直通）

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護  
ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費口に掲げる生活援助が中心である場合を除く。
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
  - (3) 法第8条第7項に規定する通所介護
  - (4) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
  - (5) 法第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護
  - (6) 法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護
  - (7) 法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護
  - (8) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
  - (9) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護
  - (10) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
  - (11) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
  - (12) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
  - (13) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- （注）1の(2)の(2)のイから又に掲げる居宅サービス等に係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに關係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

- (1) 厚生労働省令第34号)第2条第4号に規定する地域密着型介護サービス費用基準額から法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護サービス費の額を控除した額
- (2) 指定居宅密着型介護予防サービスの場合  
指定型介護予防サービスに係る介護予防のための設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第2条第4号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額
  - (3) 指定地域密着型介護予防サービスの場合  
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第2条第4号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額
- 4 領收証  
法第41条第8項（第42条の2第9項、第53条第7項及び第54条の2第9項において準用する場合を含む。）及び規則第65条（第65条の5、第85条及び第85条の4において準用する場合を含む。）に規定する領收証に、3の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

### 3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービス等に要する費用（法第41条第4項第1号若しくは第2号、第42条の2第2項第1号若しくは第2号、第53条第2項第1号若しくは第2号又は第54条の2第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額）

- (1) 指定居宅サービスの場合  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第4号に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額
- (2) 指定介護予防サービスの場合  
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第2条第4号に規定する介護予防サービス費の額を控除した額
- (3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合  
それぞれ指定期宅サービス及び指定介護予防サービスの場合は、利用者の自己負担額
- (4) 指定地域密着型サービスの場合  
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年



医政発第 072605 号  
平成 17 年 7 月 26 日



各都道府県知事 殿



医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の  
解釈について（通知）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行なうに当たり、医師の医学的判断及び技術をもつてするでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもつて行なうことであると解している。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行なうことが適切か否か判断する際の参考とされた。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

（別紙）

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること

- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であつて入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
- 5 患者の状態が以下の 3 条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これららの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬剤等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（膏瘻の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注 1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ることと及び爪やすりでやすりがけすること

- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）

- ④ ストマ装置のハウチにたまたま排泄物を捨てるごと。（肌に接着したハウチの取り替えを除く。）
- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などをを行うこと
- ⑥ 市販のディスポーザブルクリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること
- ※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で4.0グラム程度以下、6歳から1.2歳未満の小児用の場合で2.0グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で1.0グラム程度以下の容量のもの

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。  
また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の法律に關するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。  
上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかを確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投票の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

都道府県労働局長 殿

基第第 0401005 号  
平成 21 年 4 月 1 日

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 介護労働者の労働条件の確保・改善対策について

介護労働者の労働条件については、介護労働者の数が大きく増加している中、これまでもその確保・改善に努めてきたところであるが、依然として、労働時間・割増賃金等を始めとした労働基準関係法令上の問題が認められることころである。

については、今後の介護労働者の労働条件の確保・改善対策を下記により推進することとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方  
介護保険法の施行以来、介護労働者及び介護労働者を使用する事業場の数はいずれも大きく増加しております。中には、事業開始後間もないため、労働基準関係法令や労務管理に関する理解が十分でない事業場も少なくない。  
介護労働者の労働条件に関する問題については、これまで平成 16 年 8 月 27 日付け基発第 0827001 号「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」(以下「訪問介護通達」という。)等により、その確保・改善に努めてきたところであるが、労働局における監督指導結果等をみると、依然として、労働時間、割増賃金、就業規則等に係る法違反が多く認められるほか、衛生管理体制が未整備であるなど、労働条件の基本的な特徴が確立していない事業場が多い状況にある。

一方で、介護労働者についてはその離職率が高く、人材確保が困難であるといった実態がみられるところから、介護労働者の処遇を改善し人材確保に資するものとなるよう、平成 21 年度介護報酬改定がなされたところである。このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、職業安定行政はもとより都道府県等と連携しつつ、あらゆる行政手法を通じて、介護労働者の労働条件の確保・改善対策の一層の効果的な推進を図るものとする。

#### (2) 対象

本対策は、老人福祉・介護事業を中心として、障害者福祉事業、児童福祉事業等も含め、介護労働者を使用する事業場を対象として推進すること。

#### 2 対策の重点事項

介護労働者の労働条件の確保・改善については、介護労働の実態を踏まえ、特に問題が多く認められる事項等を次のとおり重点事項として取りまとめたので、事業の規模及び労働者の就業形態に応じてその徹底を図ること。  
なお、対象とした事業場に使用される介護労働者以外の労働者についても、同様にその労働条件の確保・改善を図ること。

##### (1) 介護労働者全体に係る事項

###### ア 労働条件の明示

- ① 労働契約締結時の労働条件の書面交付による明示
- ② 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号(以下「雇止めに関する基準」という。))に定める更新の有無等の明示

###### イ 就業規則

- ① 全労働者に適用される就業規則の作成、届出特に、短時間労働者を始めとするいわゆる非正規労働者(以下「非正規労働者」という。)にも適用される就業規則を作成すること。
- ② 記載内容の適正化特に、就業規則の内容が就労実態からみて適正でない場合には、就業実態に合致した内容とすること。
- ③ 労働者に対する周知

###### ウ 労働時間

- ① 労働時間の適正な取扱い特に、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議・打ち合わせ等の時間、使用者の指示に基づく施設行事等の時間及びその準備時間、事業場から利用者宅や利用者宅間の移動時間等の労働時間を適正に把握、管理すること。

- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成 13 年 4 月 6 日付け基発第 339 号)に基づく労働時間の適正な把握

- ③ 変形労働時間制等の適正な運用

- ④ 時間外労働・休日労働協定の締結・届出

- ⑤ 時間外労働・休日労働の範囲内での時間外労働・休日労働の実施

## エ 休憩及び休日

- ① 休憩時間の確保特に、夜間や昼食時間帯における所定の休憩時間を確実に取得させることとともに、休憩時間の自由利用を保障すること。
- ② 法定休日の確保特に、夜間労務者について、暦日（午前0時から午後12時まで）の休業を確保すること（夜勤を終了した日（夜勤明けの日）を法定休日として取り扱うことは、原則としてできないこと。）。
- オ 賃金等

- ① 賃金の適正な支払特に、労働時間に応じた賃金の算定を行いう場合には、上記①に留意し、引継ぎ時間等の労働時間と連算した時間数に応じた賃金の算定を行うこと。
- ② 時間外労働・休日労働及び深夜業に係る割増賃金の適正な支払
- ③ 最低賃金額以上の賃金の支払
- ④ 休業手当の適正な支払
- ⑤ 賃金台帳及び労働者名簿の調製及び保存
- カ 年次有給休暇

- ① 年次有給休暇制度及びその運用の適正化特に、年次有給休暇制度についても法定の年次有給休暇を付与すること。

### キ 不利益取扱いの禁止

- ① 解雇手続及び雇止めに関する基準に定める雇止め手続の適正化

### ク 労働契約法の遵守

- ①衛生管理者の選任等、衛生管理体制の整備
- ②法定の健康診断及びその結果に基づく措置の確實な実施

- 特に、深夜業従事者に係る 6か月に 1 度の定期健康診断、常時使用者とする短時間労働者等に係る定期健康診断及びこれらとの結果に基づく措置を確実に実施すること。

### ③ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」

- （平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317006 号）に基づく過重労働による健康障害の防止

### ④ 労働災害の防止

- 特に、「職場における腰痛予防対策指針（平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号）」、「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号）」等を踏まえた労働災害防止対策を実施すること。

## （2）訪問介護労働者に係る留意事項

- 訪問介護労働者については、上記（1）に掲げる事項のうち、特に、
  - ア 移動時間等の労働時間を適正に把握すること
  - イ 休業手当を適正に支払うこと
  - 等、訪問介護通達記の 2 に掲げる事項が適正に取り扱われるよう留意すること。

## 3 具体的な手法

### （1）集団指導等

- 介護労働者を使用する事業場に対しては、各種のペジレットや本省実施の「訪問介護労働者の労働条件改善事業」により作成する各種モデル様式等を活用し、上記 2 の重点事項を中心とした労働基準関係法令等について、関係機関との連携を図りつつ、効果的な集団指導及び自主点検を実施することとともに、あらゆる機会をとらえて周知すること。

### （2）監督指導

- 労働基準関係法令に係る問題があると考えられる事業場に対しては、監督指導を実施すること。

## 4 関係機関との連携

### （1）都道府県等との連携

- 介護保険事業の許可権限等を有している都道府県、政令指定都市及び中核市や、介護保険の保険者である市町村において実施される、事業者に対する説明会の機会をとらえて労働基準関係法令に係る説明を行う等、都道府県等と適切な連携に努めること。
- また、本対策を効果的に推進するため、介護労働者の労働条件の確保・改善上の問題点等について、都道府県等に対して、情報提供を行うこと。

### （2）職業安定行政との連携

- 職業安定行政においては、介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主を支援するための助成金制度、（財）介護労働安定センターにおける雇用管理責任者講習等、事業主がこれを活用することで労働条件の確保・改善に資することとなる各種の取組を実施していることから、必要に応じてこれとの連携を図ること。

介護保険施設事業所における事故等発生時の対応に係る指針

5 場所等(医局・施設・病院等)への報告  
（上記、報告、分析等についての詳細は、基準省令及び解説通知を参照すること。）

1 目的  
介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目指的とする。

## 2 事故発生の未然防止 (1) 居宅廿一二ビズ事業者

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。

  - ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
  - ② 管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させること。

(2) 施設サービス事業者

  - ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(上記、指針、委員会及び研修についての詳細は、基盤省令及び規則を参照すること。)

### 3 事故発生時の対応 (1) 屋室廿一ビル事業者

- 二、(1) 事故の状況及び事故に際して探った処置について記録すること。  
① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。  
② 当該利用者の家族、県(所管県民局健脈福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)、当該利用者による居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。  
③ 事故の状況及び事故に際して探った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

二、(2) 施設サービス事業者  
① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。  
② 当該利用者の家族、県(所管県民局健脈福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)等に連絡・報告を行うこと。  
③ 事故の状況及び事故に際して探った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

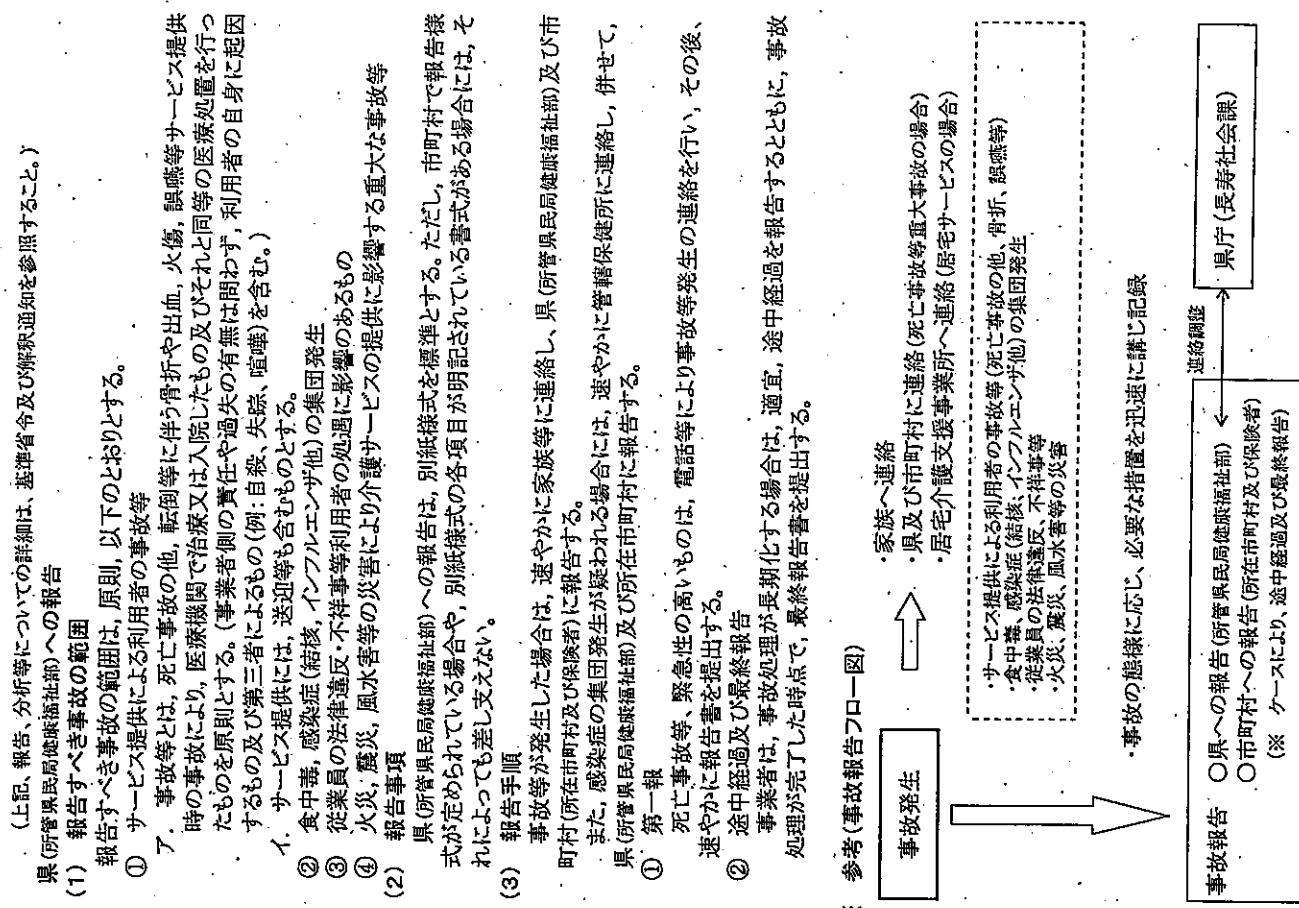
## 4 事故後の対応及び再発防止への取組 (1) 国家レベル

- (1)店モリーへ事業者

  - ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
  - ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、金従業者に周知徹底すること。

(2)施設サービス事業者

  - ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
  - ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に対し周知徹底すること。



(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

## 介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後速やかに報告）

事 業 所	名 称			サービス種類			
	所在地			電話番号			
	報告者	職名	氏名				
利 用 者	氏 名	(男 女)		被保険者番号			
	生年月日	明・大・昭	年 月 日	(歳)	要介護度	要支援( )・要介護( )	
事故の概要	発 生 日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 頃					
	発 生 場 所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他( )					
	事故 種 別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
事 故 結 果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院		<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> その他( )			
事故発生時の具体的状況						報告先	報告・説明日時
						医師	/ :
						管理者	/ :
						担当CM	/ :
						家族	/ :
						県民局	/ :
						市町村	/ :
							/ :

第2報（第1報後2週間以内）

事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）
<input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
事故の原因
再発防止に関する今後の対応・方針

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。

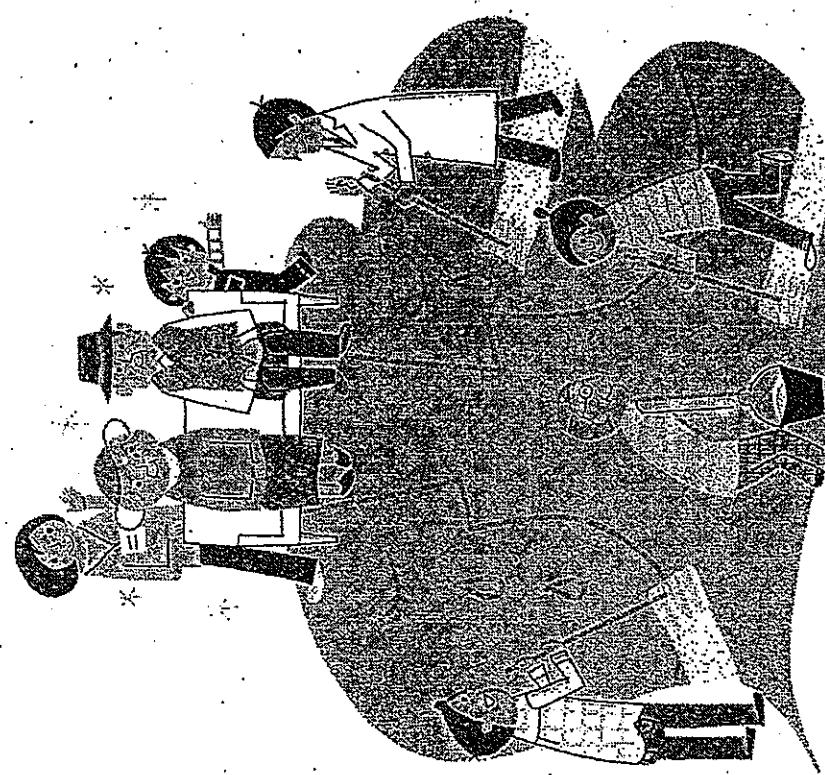
注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。

# 高齢者虐待は社会全体の問題です

## みんなで言おう

### 高齢者虐待

監修・鈴木隆雄  
前東京都老人総合研究所  
副所長



## 高齢者虐待防止のために

- 気がかりなことがありますたら、地域包括支援センターへご連絡ください。
- 1 気力を受けている。怒鳴られる。年金を貰らるなどと訴えている。
  - 2 お年寄りがかかる理由で困っている。
  - 3 家族が介護でとても困っていたり、高齢者の悪口を言っている。
  - 4 高齢者虐待の相談窓口へ電話する。
  - 5 ひとり暮らしや高齢者夫婦で、最近、姿を見かけなくなった。
  - 6 高齢者虐待の相談窓口へ電話する。
  - 7 風間でも虐待が moda っている。
  - 8 風間でも虐待が moda っている。
  - 9 新聞受けが新聞や手帳で一杯になっている。
  - 10 風間でも虐待が moda っている。
  - 11 曇い日や寒い日、雨の日の日に、高齢者が長時間外にいる。
  - 12 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 13 介護が必要なのに、サービスを利用しようすらがない。
  - 14 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 15 最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった。
  - 16 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 17 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 18 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 19 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 20 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 21 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 22 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 23 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 24 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 25 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 26 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 27 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 28 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 29 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 30 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 31 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 32 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 33 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 34 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 35 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 36 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 37 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 38 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 39 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 40 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 41 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 42 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 43 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 44 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 45 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 46 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 47 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 48 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 49 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 50 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 51 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 52 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 53 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 54 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 55 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 56 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 57 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 58 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 59 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 60 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 61 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 62 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 63 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 64 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 65 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 66 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 67 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 68 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 69 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 70 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 71 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 72 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 73 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 74 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 75 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 76 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 77 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 78 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 79 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 80 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 81 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 82 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 83 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 84 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 85 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 86 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 87 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 88 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 89 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 90 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 91 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 92 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 93 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 94 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 95 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 96 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 97 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 98 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 99 高齢者の車が遠くまで走っている。
  - 100 高齢者の車が遠くまで走っている。

## 各市町村地域包括支援センターの連絡先

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
八幡平市	086-224-8755	美郷町	086-473-9001
上北郡天狗岳村	086-251-6523	鳥海町	086-473-0847
中野町	086-274-5172	見附市	086-472-0221
東根市	086-944-1866	赤井川村	086-472-2941
万世町	086-281-9881	大曲市	086-473-8271
八幡平市	086-261-7301	大館市	086-485-1874
八幡平市	086-430-5703	庄内町	086-523-6235
八幡平市	086-420-1365	庄内町	086-523-5922
老松町	086-427-1191	五城目町	086-528-3266
大館市	086-427-8811	五所川原市	086-525-1359
八幡平市	086-466-3156	十和田市	086-532-9005
八幡平市	086-429-2714	十和田市	086-688-5999
八幡平市	086-461-2257	喜多方市	086-23-1004
八幡平市	086-428-1661	庄内町	086-33-6600
八幡平市	086-461-0085	庄内町	0865-62-6662
八幡平市	086-463-7760	庄内町	0866-62-9552
八幡平市	086-446-6511	庄内町	0866-92-8244
八幡平市	086-455-5132	庄内町	0866-21-0300
八幡平市	086-444-3200	庄内町	0867-72-6209

高齢者虐待についての周知や理解は進みつつありますが、残念ながら虐待数は年々増えています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまなものがあります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族とともに健やかな暮らしづを取り戻すためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが大切です。

岡山県保健福祉部 長寿社会課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 ☎086-226-7326(直通)

西日本新聞社  
編集局

新報新幹線版  
編集局

西日本新聞社  
編集局

新報新幹線版  
編集局

# 高齢者の虐待は、誰もが直面するかもしれません

## 全国で年間1万件以上の高齢者虐待が起きています

これまであまり表面化してこなかった高齢者虐待の実態が、徐々に明らかになってきました。厚生労働省が平成20年度に全国の市町村を対象に行なった調査では、家族などから虐待を受けたと判断された事例が1万4千件以上ものぼっています。この中には24人の死に事例も含まれています。また虐待する側の約4割は「息子」。被虐待者である高齢者の約4割は要介護状態であり、そのうち6割以上に認知症の症状がみられます。介護、特に認知症介護の負担が、虐待と大きくかかわっていると考えられます。

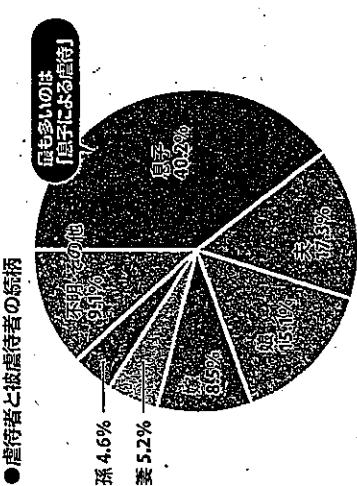


## 「虐待者が悪者だから」虐待が起きているわけではない

「虐待するなんて、ひどいやツだ」——私たちほど思ひがちです。けれども、高齢者虐待が起る背景にはさまざまな要因があります。適切な介護のしかたや認知症への対応がわからなかったために、つい手をあげてしまう。これまでの家族関係の中でずっと折り合いが悪かつたため、介護が苦痛でならない。介護負担に加え失業中で経済的に困っている……。そんなとき私たちは自分だったら絶対に虐待しないと言いたくなります。

高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある問題です。だからこそ、皆が自分自身の問題として高齢者虐待が起らぬよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。

## 以下で思い当たることはありますか？



### ●被虐待者の要介護認定と認知症の有無



※「認知症ないしには、自立して生活できる程度の認知症も含みます。  
(国基は厚生労働省 平成20年度「高齢者虐待防止法」に基づく  
対応状況等に関する調査結果より作成)

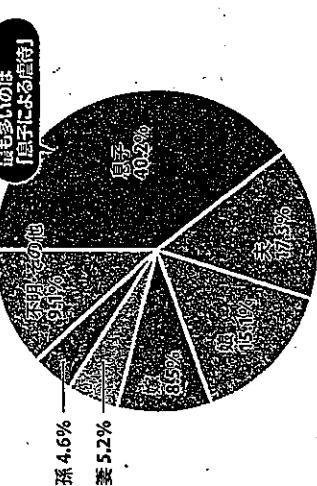
### ●虐待の発生場合と高齢者虐待認定の有無

●高齢者に認知症がある ●介護の負担をひとりで抱えている ●夫婦のみ、高齢者と一身の子などもだけなどり親族家庭 ●経済的に困窮している ●近所に住まいがない ●介護者に疾病や障害がある

このほかにも、「セルフ・ネグレクト(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)」の高齢者も多く、他の虐待同様に、周囲の支援が望まれます。

- 介護保険や福祉サービスの利用
- 成年後見制度の利用
- 近隣の人とのつながりなど
- 地域全体で見守り、支えていく\*
- 必要がある

### ●虐待者と被虐待者の統計



### ●被虐待者の要介護認定と認知症の有無



※「認知症ないしには、自立して生活できる程度の認知症も含みます。  
(国基は厚生労働省 平成20年度「高齢者虐待防止法」に基づく  
対応状況等に関する調査結果より作成)

### ●経済的虐待

●日常生活に必要な金銭を貰わない、使わせない  
●年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する  
●本人の自宅などを本人に無断で売却するなど

成年後見制度の利用を考えてみましょう  
経済的虐待を起こさない、また悪質商法の被害などに遭わぬために、成年後見制度の利用を考えてみましょう。成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理(財産監護)や日常生活上のさまざまな契約など(身上監護)を、本人に代わって後見人などが支援する制度です。  
※詳しくは地域包括支援センターや市区町村の窓口などにご相談ください。



安心ね!

# 訪問介護に従事されている皆様へ

皆さんの訪問先の家庭などで、高齢者や障害者に対するいじめ、いやがらせ、虐待などの人権侵害が起きているのでは……と思うことはありませんか？

私たち法務省の人権擁護機関は、一人一人の人権が尊重され、高齢者や障害者の皆さんが毎日安心して暮らすことができるよう、様々な人権擁護活動に取り組んでいます。皆さんに日頃接している高齢者や障害者の中に、いじめ、いやがらせ、虐待などの人権侵害が疑われる事案を見たり聞いたり感じたら、法務省の人権擁護機関まで遠慮なく情報をお寄せください。

高齢者や障害者の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が、事案に応じた迅速・柔軟な方法で関係する方々と話し合いながら解決に導きます。相談は無料で秘密は守ります。



◆いじめ、いやがらせ、虐待などの人権侵害に関するご相談はこちらへ

**法務省の人権擁護機関**

北区

**岡山地方法務局 岡山市南方1-3-58 Tel. 086-224-5761**

備前支局 備前市東片上382 Tel.0869-64-2770

倉敷支局 倉敷市幸町3-46 Tel.086-422-1260

笠岡支局 笠岡市十一番町3-2 Tel.0865-62-5295

高梁支局 高梁市落合町近似500-20 Tel.0866-22-2318

津山支局 津山市田町64 Tel.0868-22-9157

真庭支局 真庭市勝山441 Tel.0867-44-2156

◆インターネットでも相談できます

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談



携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



SOS-メール 左のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます

◆子どもの人権問題に関するご相談はどちらでも取り扱っています

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

◆女性の人権問題に関するご相談はどちらでも取り扱っています

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810



**法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会**

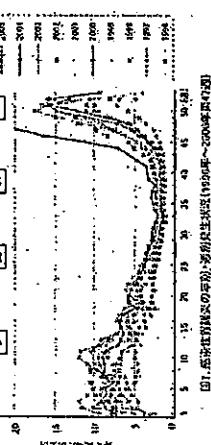


人権セイフティネットワーク  
AECHEXCEDE・AECENカムカラム

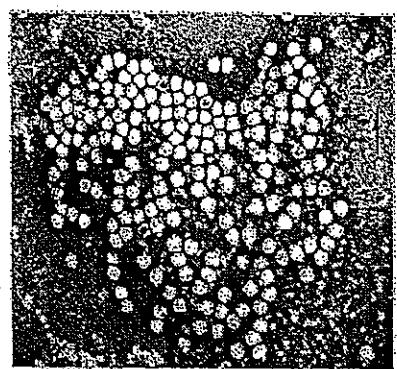
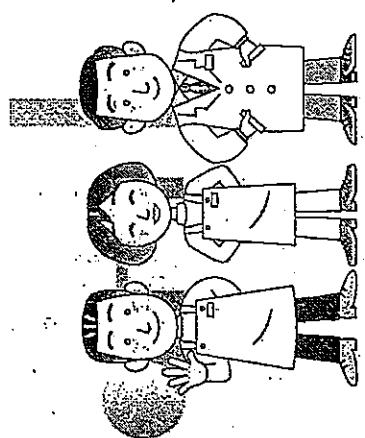
# 皆様に安心してお仕事いただける ノロウイルス対策

## 健東銀界

No.	項目	○・×
1	毎日、入所者と利用者の健康状態(発熱、下痢、嘔吐、咳など)を観察し、記録していますか	○
2	感染症患者の状況を感染症対策責任者、上司等に報告するようにしていますか	○
3	家族や面会者の健康状態を把握するようにしますか。ごくに面会者の健康状態を申し出るよう、施設の入り口に掲示していますか	○



④：感染症対策の手帳：感染症対策(1994年～2004年実績)

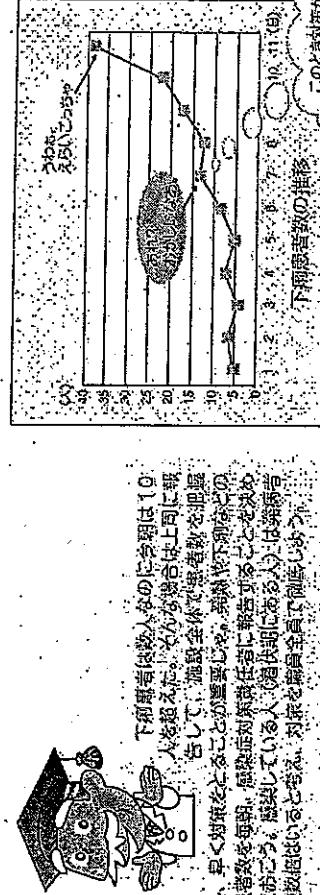


## 特に多発のノロウイルス

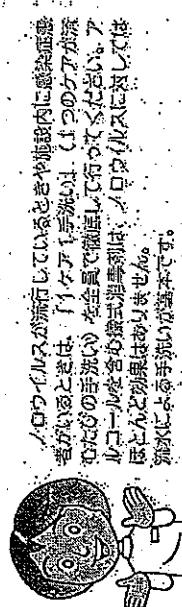
ノロウイルスによる集中感染や感染症が多発しています。ノロウイルスには2種類あるとされています。1つは「ノロウイルス」、もう1つは「アノウイルス」です。どちらも感染力が強く、感染者や施設職員全員の予防対策を徹底する必要があります。また、感染症対策は、管理者、責任者の方針決定、リーダーシップ、組織をあげての取り組みが重要です。

発生は介護のさまざまな場面で起きています。このチェックリストを用いて自分の業務手順をチェックしてみましょう。

(A1～7)主に従事者の方に、(8)～(2)主に管理告の方用です。

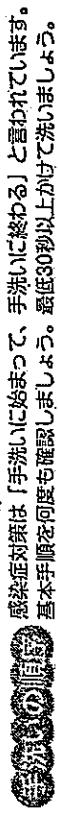


No.	項目	○・×
4	常に爪は短く切り、時計・指輪をはずして手洗いしていますか	○
5	爪の先や指先、指の間、親指の付け根など洗い残しがないように洗っていますか	○
6	一定の手順に添って最低30秒以上かけて丁寧に洗えましたか	○
7	手ぬきはペーパータオルを使用していますか	○
8	手洗い後は手を十分に乾燥させていますか	○
9	外出から戻った時、トイレの後、調理や食事の前は、必ず手洗いを行っていますか	○
10	排泄物や嘔吐物、体液に触れた後は、必ず手洗いをしていますか	○
11	一人ごとに手洗いや消毒を行う、「1ケア1手洗い」を実施していますか	○



ノロウイルスが流行しているときや施設内に感染症患者が多いときは、「1ケア1手洗い」(1つのケアが全部の手洗い)を全員で徹底して行ってください。アルコールを含む換気式消毒剤は、ノロウイルスに対する抵抗など効果はありません。

流水による手洗いが基本です。



感染症対策は「手洗いに始まりて、手洗いに終わる」と言われています。基本手順を何度も確認しましょう。最低30秒以上かけて洗いましょう。

- ① 手を洗うときは、時計や指輪をはずしましょう。
  - ② 爪は短く切つておきましょう。
  - ③ までは手を流水で軽く洗いましょう。
  - ④ 液体石けん(3ml)で十分に泡立てます。
  - ⑤ 手のひらをよくこする
  - ⑥ 手の甲もこります



⑨ パラシがなくとも手のひらで  
⑩ パラシで爪の中も



① 腹部の間を洗う(左と右とも)  
② 肩を手のひらでねじ洗い



（できれば②肘まで洗う）

（①手首も洗う）

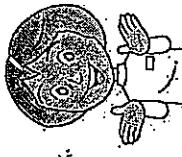


卷之三

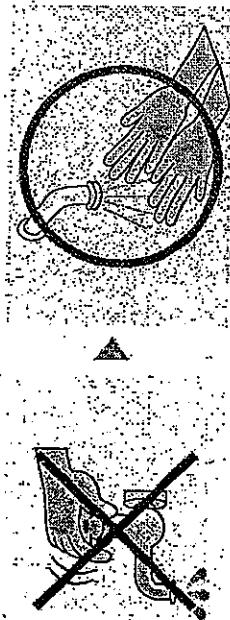
発生しないようにするために、  
外からの病原体の持ち込みを  
防ぐことです。利用者、家族、  
施設職員等の健康チェックが大事に必  
要となります。対象者を施設の中に持ち  
込む事は禁物です。対象者に入る際は手洗い、  
マスク着用を行ってください。

出典：日本音楽出版社連盟編「音楽出版社年鑑」（2001年）

食事行動の前に、戦員は必ず手洗いを。  
おやこを認るどきなまを正直に。  
肺炎の開始がむづづれを含めした後に食事介助を行なう場合は、  
とくに急に入り手洗いが必要です。  
おおがたの歯磨きがて腰痛しないでください。  
おおがたの腰痛を仄めかせば腰筋に  
記述する場合には、舌の心、舌の筋の筋肉を腰筋に



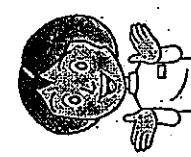
使い捨てのペーパータオルを使用する。蒸用多孔紙は向陰



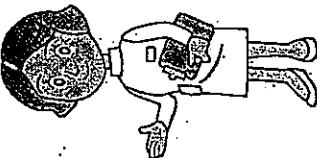
水道栓は握った手で止めるのではなく、手を拭いたペーパータオルで止める。水道栓はセンサー式、足踏み式、肘押式など直接手に触れないものが望ましい。



出典：日本音楽出版社連盟編「音楽出版社年鑑」（2001年）



洗い残しやすいところはイリストの  
とおりです。  
指の間は  
よく洗ってください。



お手元にお届け下さい。

### A.3 日常の介護における留意点 おむつ交換

No.	項目	○×
12	おむつ交換の際、一人毎に手袋を交換していますか	○×
13	お尻についた便を拭き取るときには使い捨ての布、お尻拭きなどを使っていますか	○×
14	交換したおむつや布には床に置かず、直接ビニール袋に入っていますか	○×
15	1回のおむつ交換毎に手袋をはずして（内側を外側にする）、手洗いをしていますか	○×
16	布おむつについた下痢便を落とす場合は、マスクなど手袋、エプロンを着用の上、汚物を捨てるシンクで行っていますか	○×
17	下痢の続く患者は、おむつ交換を最後にしていますか	○×

便には多くのウイルス、細菌が混入しています。  
糞便が直射日光や熱源となるのを避けるために、おむつ交換には特に注意が必要です。



- ①一人ごとに使い捨ての手袋を着用し、使い捨ての布、お尻拭きなどで汚物交換を行います。
- ②一人ごとにおむつ交換が終わったら手袋をはずして（内側を外側にする）手洗いをします。
- ③下痢などの症状がある患者のおむつ交換は最後にします。

手袋をしているため手洗いは必要ないと思っています。

中型にして手袋をはずすときに、手袋裏面に指が触れて汚染してしまうので必ず手洗いを実施しましょう。

①一人ごとに使い捨ての手袋を着用し、使い捨ての布、お尻拭きなどで汚物交換を行います。

②一人ごとにおむつ交換が終わったら手袋をはずして（内側を外側にする）手洗いをします。

③下痢などの症状がある患者のおむつ交換は最後にします。

手袋をしていないリネン、着衣は必ず専用の袋に入れ、汚物を保管に付けておきます。

### A.5 排泄物・嘔吐物の処理

No.	項目	○×
22	トイレや廊下の排泄物、嘔吐物の處理にあたる職員は、使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用し、感染しないようにしていますか	○×
23	次亜塩素酸ナトリウム液に浸した布で拭き取りますか	○
24	使用した布は、直接ビニール袋に入れて処分していますか	○
25	処置後手袋をはずし（内側を外側にする）、手洗いを行っていますか	○

#### ●ノロウイルスの感染経路

- ①どこでアヒルノロウイルスはどの様に繁殖するのでしょうか？
- ②ノロウイルスの感染経路は人どもが喉口感染じゃ。→喉頭又は食道から人が飲んだり食べたりする場合
- ③食事
- ④食品を取る際の指や調理器具が感染した食品を食べて、その指や器具の手袋や包装袋もそのままにしてしまう。
- ⑤ノロウイルスが大量に含まれた食事や水を飲んでしまう。
- ⑥高齢者や共同生活施設など施設する機会があるところへ入ってくるから人と接する場合
- ⑦汚染されていない自指で、生なまじめたりぬかれていたまま手洗いしないもの。
- ⑧手洗いをする際も手洗いしないもの。



### A.6 環境整備と施設の消毒

No.	項目	○×
26	毎日トイレの清掃を行っていますか	○
27	トイレのドアノブや取っ手など多く人が触れる場所を消毒していますか	○
28	使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄し乾燥させていますか	○
29	浴槽のお湯の交換、清掃は毎日行っていますか	○

ノロウイルスはごく少叢で発症するので、排泄物や嘔吐物は迅速かつ確実に処理することが重要です。

●排泄物や嘔吐物が付着した床、衣類、トイレなどを消毒する場合

- ①感染しないよう、使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用し、注層して処理する。
- ②使い捨ての布を使用し0.1%次亜塩素酸ナトリウムで漂白する。
- ③使用した布等は床に残さず、すぐにビニール袋に入れ処分する。この際、ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを詰めて保管に入れる。
- ④廻りの手袋をはずして（内側を外側にする）手洗いを行う。

●廻りの手袋が付着した床、衣類、トイレなどを消毒する場合

①0.02%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で漂白します。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作ります。

原液5~6%の代替商品名はハイター、ブリーチ、シャンク、ピューラックスなど

原液50mlに水を入れて、全量3Lにする。

原液10mlに水を入れて、全量3Lにする。

原液10mlに水を入れて、全量3L

次亜鉛塗料などは、金属などを研ぎむせるのと同様に剥離するものが多いため、専用時には、ゴム手袋等を着用するとよい。

（中略）

感染源を持ち出さないと、持ち込まないと

No.	項目	○×
30	配膳や食事介助の前に必ず手洗いをしてをしていますか	
31	予防水衣を着用したまま厨房などの清潔区域に入らないようにしていますか	
32	トイレ清掃後や汚物処理後には必ず手洗いを行っていますか	



- 施設内の区域分けができるたら、区母の入り口には住民登録を記入した掲示を行いましょう。隣県、利用者に隣県区へ区の立入禁止や、隣県区へ移動する際の注意事項を周知してください。  
発生時の対応は決まっていますか？  
発生すれば、万一の先生に際してでも動搖することなく、早めに効果的な対応を取るこ  
とができます。施設内の取り組みを指導やマニュアルにまとめ、隣県全員に徹底してお  
きましょう。

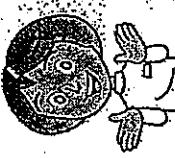
## 施設内感染管理体制・発生時の対応(その1)

No.	項目	○X
1	施設における感染症対策の責任者を決めていますか	
2	施設入所者やティケア等の利用者、職員の健康状態を毎日把握し記録していますか。また、異常があれば感染症対策責任者に報告するようになっていますか	
3	利用者・職員の健康状態が普段と異なるときに、障害医にただちに連絡・相談できる体制が整っていますか	
4	施設内感染対策マニュアルはありますか	
5	マニュアルは職員研修や会議を通して全員に徹底されていますか	
6	マニュアルに基づいた作業を実施し、チェックリスト等を用いて実施状況を確認していますか	
7	施設内感染防止に係る研修が定期的に(年2回程度)開催されていますか	
8	感染症発生時に患者を紹介できる連携病院がありますか	
9	管轄市町、保健所、警察等の連絡先をまとめていますか	
10	職員が体調不良(下痢、嘔吐、咽気、発熱等)のときに、休めるよう配慮していますか	



## B-2 施設内感染管理体制・発生時の対応（その2）

No	感覚症が発生したときには、利用者と施設の従事員を含む、 した日時、フロア及び居室毎に集計してありますか。	○×
1.1	感覚症が発生したときには、利用者と施設の従事員を含む、 した日時、フロア及び居室毎に集計してありますか。	○
1.2	患者が受診したときは、診断名、治療内容について把握し、記録していますか。	○
1.3	感覚症が発生したときには、必要に応じて有症者の隔離を行っていますか。	○
1.4	感覚症が発生したときには、手洗いや手消し物、帽子類の処理をしつこり徹底するよう指示していますか。	○
1.5	感覚症の拡大や、直感障害の発生が眞木介罪の場合に報告する基準を知っていますか。	○



早期選巴屋に対応するごとの重要性

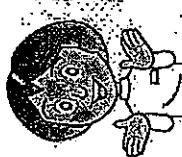
早期における対応の重要性

信頼しながらも攻撃的

早期把握 → 早期対応

モニタリング → 早期把握

モニタリング → モニタリング



- 「モニタリング」していますか？  
「モニタリング」とは定期的状況の把握  
にむけたり統計的に行うこと。被監視活動  
を行います。

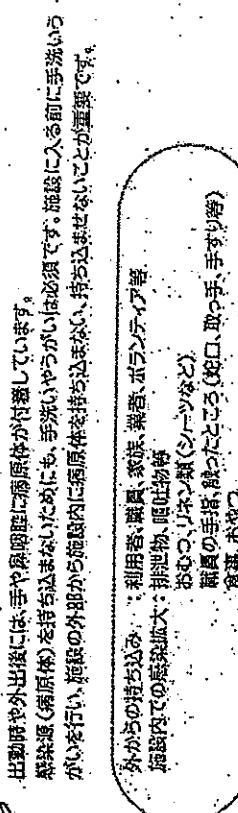
毎日、毎秒、監視用などの入出装置を  
うことで、早朝に断続的の操作を繰りかへ  
対応することができます。

気泡が流れ出る懸念対象装置者、施設運  
営に粉じんを取ることで早期発見  
がにつながります。

運営本部も改めておきましょう。

## B-2 施設内感染管理体制・発生時の対応（その2）

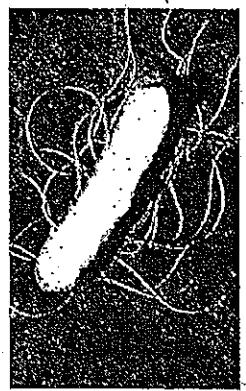
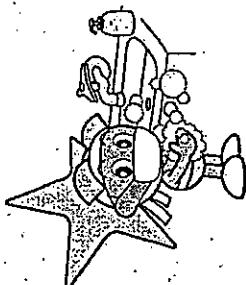
No	感覚症が発生したときには、利用者と施設の従事員を含む、 した日時、フロア及び居室毎に集計してありますか。	○×
1.1	感覚症が発生したときには、利用者と施設の従事員を含む、 した日時、フロア及び居室毎に集計してありますか。	○
1.2	患者が受診したときは、診断名、治療内容について把握し、記録していますか。	○
1.3	感覚症が発生したときには、必要に応じて有症者の隔離を行っていますか。	○
1.4	感覚症が発生したときには、手洗いや手消し物、帽子類の処理をしつこり徹底するよう指示していますか。	○
1.5	感覚症の拡大や、直感症者の感染が眞木井型例の場合に報告する基準を知っていますか。	○



卷之五

# 腸管出血性大腸菌（O157等）感染未定に 腸管出血性大腸菌（O157等）感染未定に

現在岡山県内では、腸管出血性大腸菌感染症の患者さんが多発しています。  
多くの人に気をつけ、夏を乗り切ります。



0157の顕微鏡写真  
食中毒と同じ方法で予防できます。

◎調理前、食事前、用便後は手をよく洗いましょう。

◎台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒しましょう。

◎生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫(10°C以下)で保管し、早めに食べましょう。

55-

◎食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼肉などの際は、生肉を扱うはと食べるはとしましょう。

◎また、乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生肉等は食べたりしないようにしましょう。

◎気になる症状があるときは、早めに医師の診断を受けましょう。

◎主な初期症状は、「腹痛」、「下痢」などで、更に進むと水様性便になります。

◎患者からの二次感染に気をつけましょう。

◎二次感染を防止するため、患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。

◎患者が入浴をする場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。

◎児童が家庭用ビニールプールで水遊びをする場合、他の児童とは一緒にに入らないようにしましょう。

◎なお、患者が衛生に面倒すれば、二次感染は防止できますので、外出の制限等は必要ありません。

岡山県

## 「腸管出血性大腸菌」とは

大腸菌の多くは、人や動物の腸内に住んでいて、一般的には病気の原因になることはありません。

しかし、O157に代表される腸管出血性大腸菌は、腹痛や血便などの症状を起こすだけでなく、乳幼児や高齢者では、貧血や尿毒症を併発して、命にかかわることもあります。この菌は、牛などの家畜の腸管にいることがあり、そのぶん便がさまざまな経路で食品や水を汚染することが感染の原因につながると思えられていますが、詳しくはまだよくわかっています。



また、患者さんの便を介して、人から人に感染したり、食品を不衛生に取り扱つたために、食品から食品へ菌が移つてしまい、感染が広がることがあります。

## 電話相談窓口（岡山県内の保健所）

名 称	所 在 地	電 話
備前保健所	岡山市中区吉京町1-1-17	086-272-3934
岡山市保健所	岡山市北区庭田町1-1-1	086-803-1262
備前保健所東備支所	和気郡和気町和氣487-2	0869-92-5180
備中保健所	倉敷市羽島1083	086-434-7024
倉敷市保健所	倉敷市笠沖170	086-434-9810
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
備北保健所	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836
備北保健所新見支所	新見市高屋2400	0867-72-5691
眞庭保健所	眞庭市勝山591	0867-44-2990
美作保健所	津山市椿高下114	0868-23-0163
美作保健所勝央支所	美作市入田291-2	0868-73-4054

岡山県ホームページ：http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakukka.htm/sec\_sec\_36

職場の衛生管理担当の方へ

(岡山県からのお知らせ)

# 結核にご用心！

=結核は今でも身近な感染症です=

岡山県内では近年、毎年新しく結核と診断されている方は約300人余、  
結核の健康管理を受けている方は約700人います。決して過去の病気ではないのです。

長引くせき たん 血たん 胸痛 発熱 体重減少  
こんな症状があったら、「結核」も疑って  
医療機関で受診するよう勧め、早期発見に努めましょう！

事業主の方は結核健康診断を実施し、保健所へ報告する義務があります。  
裏面の様式をコピーして報告にご利用ください。(FAX可)

抄

## ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第104号)

### (定期の健康診断)

第53条の2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(以下この章及び第12章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第12章において「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

### (通報又は報告)

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

### ●結核定期健康診断の対象者及び回数

#### ①事業所における従事者への定期の健康診断

学校(専修学校及び各種学校を含み幼稚園を除く)

病院・診療所等の医療機関、老人保健施設、社会福祉施設(※)の従事者・・・年1回

#### ②学校長が行う学生又は生徒への定期の健康診断

高校以降の年次の者・・・入学した年度

(大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限1年未満除く))

#### ③施設長が行う収容者への定期の健康診断

刑事施設(拘置所・刑務所)・・・20歳以上の収容者 年1回

社会福祉施設(※)・・・65歳以上の入所者 年1回

### ※社会福祉施設

救護施設、更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設<sup>※</sup>、  
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)、  
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮)、  
婦人保護施設

※※「障害者支援施設」:県内では施設入所支援を行っている施設になります。

### ■お問い合わせは各保健所保健課・支所へ(連絡先は下記をご覧ください)

地 域	保健所・支所	住 所	電話番号	FAX 番号
玉野市・瀬戸内市・吉備中央町	備 前	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934	086-271-0317
備前市・赤磐市・和気町	東 備	〒709-0492 和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5180	0869-92-0100
総社市・早島町	備 中	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	086-434-7024	086-425-1941
笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町	井 笠	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	0865-69-1675	0865-63-5750
高梁市	備 北	〒716-8585 高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2836	0866-22-8098
新見市	新 見	〒718-8550 新見市高尾 2400	0867-72-5691	0867-72-8537
真庭市・新庄村	真 庭	〒717-0013 真庭市勝山 591	0867-44-2990	0867-44-2917
津山市・鏡野町・美咲町・久米南町	美 作	〒708-0051 津山市樫高下 114	0868-23-0163	0868-23-6129
美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村	勝 英	〒707-8585 美作市入田 291-2	0868-73-4054	0868-72-3731
岡山市	岡山市	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262	086-803-1758
倉敷市	倉敷市	〒710-0834 倉敷市笹沖 170	086-434-9810	086-434-9805

# 平成 年度結核定期健康診断実施報告書

平成 年 月 日

岡山県知事

岡山市長 様

倉敷市長

受診した 検診機関又は医療機関名	
1	
2	
3	

(実施義務者)

所在地

名称

代表者名

連絡先 TEL

(担当者名)

区分		学校		医療機関	社会福祉施設		介護老人保健施設	刑事施設
対象者の区分	入学年度							
	1年生(高校生以上)	従事者	従事者	収容者 (65歳以上)	従事者	従事者	従事者	収容者 (20歳以上)
対象者数								
受診者数								
一次検査	胸部間接撮影者数							
	胸部直接撮影者数							
	喀痰検査者数							
事後措置	要精密検査対象者数							
	精密検査受診者数							
被発見者数	結核患者							
	結核発病のおそれがあると診断された者							

(提出先)事業所所在地を管轄する保健所保健課・支所(裏面連絡先を参照してください)(FAX可)

(報告期限):翌年度の4月10日までに提出してください。

※期限を待たず、できるだけ速やかにご報告くださいますようお願いします。

結核定期健康診断未実施の場合、その理由をお知らせください。

※宛先(FAX観)は次頁の県民局訪問入浴介護事業担当課一覧をご覧ください。

## 質 問 票

平成 年 月 日

事業所名 (医療機関名)							
サービス種別		事業所番号	3 3				
所在地							
電話番号		FAX番号					
担当者名 (氏名)	(職名)						

【質 問】

【回 答】

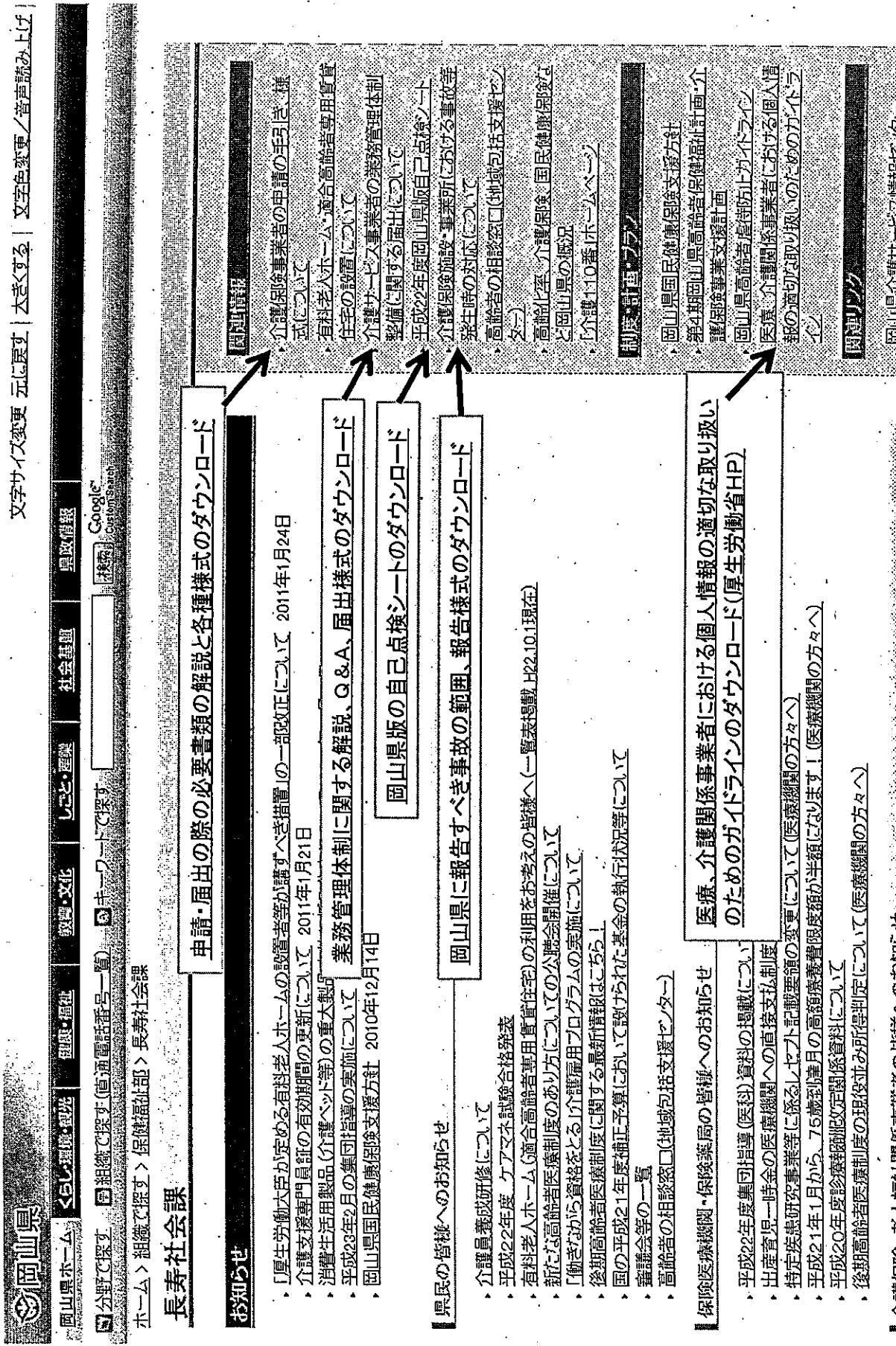
※ ご質問がある場合は、この質問票により、必ずFAXにてお問い合わせください。

## 県民局訪問入浴介護事業担当課一覧

平成23年2月1日現在

県民局名称	担当課	所在地	電話番号 FAX番号	管轄する市町村
備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17		電話 086-272-3915 FAX 086-272-2660	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班 事業者第二班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	第一班 第二班	電話 086-434-7162 FAX 086-427-5304 電話 086-434-7054 FAX 086-427-5304	倉敷市、総社市、早島町 笠岡市、井原市、高梁市、新見市、浅口市、里庄町、矢掛町
美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市権高下114		電話 0868-23-1291 FAX 0868-23-2346	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

# 岡山県長寿社会課のホームページ([http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=35](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35))



☆岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページ（運営：岡山県）

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=35](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35)

集団指導資料については、長寿社会課のホームページからダウンロードが可能。